

産前産後生活支援事業利用フロー図

令和7年（2025年）12月現在

利用者

①利用申込

- ・ 親子健康手帳交付時に交付された「飯塚市産前・産後生活支援（サポート）事業利用券（黄色）」に記載された委託事業者に電話またはLINEで申込
- 【委託事業者】 菜の花助産院
麻生介護サービス㈱
飯塚市シルバー人材センター
- ※親子健康手帳を既にお持ちの方で利用申込を希望の場合は、初回利用時に委託事業者から「飯塚市産前・産後生活支援（サポート）事業利用券（黄色）」お受け取りください。

④サービスの利用（初回）

- ・ 利用申込書の記入
- ・ 飯塚市産前・産後生活支援（サポート）事業利用券（黄色）及び親子健康手帳の提示

⑤利用料の支払

- 自己負担額
- * 市民税課税世帯
1時間あたり 310円
 - * 市民税非課税世帯
1時間あたり 150円
 - * 生活保護受給世帯 0円

委託事業者 （菜の花助産院、 麻生介護サービス㈱、 飯塚市シルバー人材センター）

②利用申込受付

- ・ 事業の利用説明
 - ・ 初回利用日の日程調整
- 【確認事項】
- ・ 飯塚市に住民登録があること
 - ・ 子の誕生日より1年未満（誕生日の前日まで）
 - ・ 親子健康手帳の有無
 - ・ 利用料の減免希望の場合
生活保護医療カードの有無
非課税世帯証明書の有無

③訪問（初回）

- ・ サービスの提供

⑥利用料のお預かり

- ・ 利用券の切り取り
- ・ 次回、訪問日等の調整

飯塚市（こども家庭課）

- （場合により）
利用対象者の確認